

# ヤルタ協定と中国の命運

全満州をソ連に与えたヤルタ協定

中国大陸共産化の決定的要因

対日戦争参加はソ連の執念

田 村 幸 策

## 目 次

- |                |     |
|----------------|-----|
| 一 対独戦争とヤルタ協定   | 七   |
| 二 対日戦争とヤルタ協定   | 八   |
| 三 総 説          | 九   |
| 四 ヤルタ協定の成立過程   | 一〇  |
| 五 ソ連の対日戦争参加意慾  | 一一  |
| 六 ハリマン、スターリン会談 | 一二  |
|                | 一三  |
|                | 一四  |
|                | 一五  |
|                | 一六  |
|                | 一七  |
|                | 一八  |
|                | 一九  |
|                | 二〇  |
|                | 二一  |
|                | 二二  |
|                | 二三  |
|                | 二四  |
|                | 二五  |
|                | 二六  |
|                | 二七  |
|                | 二八  |
|                | 二九  |
|                | 三〇  |
|                | 三一  |
|                | 三二  |
|                | 三三  |
|                | 三四  |
|                | 三五  |
|                | 三六  |
|                | 三七  |
|                | 三八  |
|                | 三九  |
|                | 四〇  |
|                | 四一  |
|                | 四二  |
|                | 四三  |
|                | 四四  |
|                | 四五  |
|                | 四六  |
|                | 四七  |
|                | 四八  |
|                | 四九  |
|                | 五〇  |
|                | 五一  |
|                | 五二  |
|                | 五三  |
|                | 五四  |
|                | 五五  |
|                | 五六  |
|                | 五七  |
|                | 五八  |
|                | 五九  |
|                | 六〇  |
|                | 六一  |
|                | 六二  |
|                | 六三  |
|                | 六四  |
|                | 六五  |
|                | 六六  |
|                | 六七  |
|                | 六八  |
|                | 六九  |
|                | 七〇  |
|                | 七一  |
|                | 七二  |
|                | 七三  |
|                | 七四  |
|                | 七五  |
|                | 七六  |
|                | 七七  |
|                | 七八  |
|                | 七九  |
|                | 八〇  |
|                | 八一  |
|                | 八二  |
|                | 八三  |
|                | 八四  |
|                | 八五  |
|                | 八六  |
|                | 八七  |
|                | 八八  |
|                | 八九  |
|                | 九〇  |
|                | 九一  |
|                | 九二  |
|                | 九三  |
|                | 九四  |
|                | 九五  |
|                | 九六  |
|                | 九七  |
|                | 九八  |
|                | 九九  |
|                | 一〇〇 |

## 第一部 対独戦争とヤルタ協定

一 一九四五年二月四日から一一日まで八日間、ヤルタでのローズベルト、チャーチル、スターリン三巨頭の会談は、五四日後に迫っていたドイツの降伏に備え主として（一）ドイツの戦後処理、（二）ドイツ軍の占領から解放さ

れたヨーロッパ諸国の復興援助、(三) ローズベルト大統領が必ず戦争終了「以前」に創設を完了せんと努力した世界平和機構に関する未解決な問題、(四) 英仏両国が第二次世界大戦に参加した事由を構成するポーランド問題の討議に殆んど全期間を費し、特に本論文の主題たる対日戦争に関しては、これに参加せんとするソ連の政治的条件を決定するため、ローズベルト、スターリン両巨頭間のみの短い二回の会談が行われたにすぎず、チャーチルは協定書に署名はしているが、その内容の討議には終始参加しなかった。ステティニアス國務長官がイギリス政府の友人から聞いた話によると、イーデン外相はチャーチル首相に協定への署名をしないよう試みた。理由は首相がその討議に参加していないことと、問題が複雑だからであったが、チャーチルは極東における英帝国の全体的地位がかけられているからだと声明し、イギリスが極東に留まりうるため署名するのだと聞き及んだ、と書き残している。同長官自身ヤルタ会議のこの議題には参加を許されていなかった。

二 ドイツの戦後処理に関しては、いよいよドイツが降伏した後、七月中旬から開かれるポツダム三巨頭会議で、更に詳細に最終的決定が行われたのである。もちろんドイツ問題は、ヤルタ会議で決定された、戦後の現在世界の重要部分の一であるが、それとともにヨーロッパ人がヤルタ協定を「裏切行為」などと非難するのは、むしろドイツ軍の占領から解放された東部および中部のヨーロッパの諸国が、直ちにソ連の赤軍に占領された不幸な運命を指すのである。ヤルタ会議の公式発表には「解放ヨーロッパに関する宣言」とある。現在ポーランドには二コ師団、東ドイツには二二コ師団、チェコスロバキアには七コ師団、ハンガリーには四コ師団のソ連軍が駐留占領している。ドイツ軍から解放されたこれらの諸国は、直ちにソ連軍に占領された結果になったもので、恰も火炎の中から飛出して、フライパンに飛込んだのが、これら弱小国の命運である。

## 第二部 対日戦争とヤルタ協定

### 総説

一 ヤルタ会議は「第二のミュンヘン会議」だとの批判がアメリカに行われた。その意味はミュンヘン会議では、チェンバレン首相がヒトラーをアッピールするため、チェコスロバキアの重要な工業地帯ズデーテンを、ベネシユ大統領の同意をえずヒトラーに与えたが、やがて六ヶ月後にはスロバキアは独立し、チェコの残部はドイツの保護領と化しチェコスロバキアは滅亡し、更に六ヶ月後には第二次世界大戦に突入したごとく、ヤルタ会議ではローズベルト大統領がスターリンをアッピールするため、中国の重要な工業地帯たる満州を蔣介石総統の同意をえずスターリンに与え、やがて一年後には全満州、三年後には中国全土が共産化され、間もなく朝鮮戦争に発展した歴史上の教訓を垂示したものである。

二 しかし、アメリカとしては当時予定された日本本土の上陸作戦には多大の犠牲が予想されるので、精鋭部隊と知られていた関東軍を満州に釘付して本土帰還を不可能にするためには、是非ソ連の参戦が要求されたのみならず、かねて日露戦争の復讐心に燃えていたスターリンは、アメリカの誘引がなくとも単独に対日戦争に走るおそれが多分に予想されていたため、むしろソ連を共同戦争に引込み、その無軌道な膨張に一定の限界を画せんとする魂胆であったとの解釈も許される。

三 スターリンが日露戦争の復讐心に燃えていた事實は、「ヤルタ協定」の正文が雄弁に物語っているのみなら

ず、それを文字通りに表現した証拠は、日本が降伏文書に調印した当日、かれがソ連国民に与えた次の布告に発見される。「日露戦争でのロシア軍の敗北は、国民の意識に重苦しい思い出を残した。この敗北はわが国に汚点を印した。わが国民は日本が粉碎され、汚点が一掃される日のくることを信じ、それを待っていた。四〇年間われわれ古い世代の者はこの日を待っていた。そうして遂にその日が訪れた。今日、日本は敗北を認め、無条件降伏文書に署名した」とあるのがそれだ。しかし皮肉なことは日本の敗北による最大の被害者は日本でなくむしろ中国であった。日本の敗北によって国民政府は遂に中国大陸全部を失うに至るのだが、その禍源は六カ月以前に署名されたヤルタ協定にかかげる次の規定である。

米英ソ三大国の「指導者」はドイツが降伏しかつヨーロッパにおける戦争が終了した二カ月または三カ月後に、ソ連は次の条件の下に同盟国側に加担して日本との戦争に入ることに合意した。

一 外蒙古(蒙古人民共和国)の現状は保持されなければならない。

二 一九〇四年日本の背信的攻撃によって侵害された、ロシアの旧権利は回復されねばならない。すなわち

(a) 樺太の南部とその隣接島嶼の全部とはソ連に返還されねばならない。

(b) 大連の商港は国際化されねばならないが、同港におけるソ連の「卓越的利益」は擁護され、またソ連の海軍基地としての旅順の「租借」は回復されねばならない。

(c) 東支鉄道と大連への出口を提供する南滿州鉄道とは、中ソ合弁会社を設立し、共同して運営しなければならない。但しソ連の「卓越的利益」は擁護され、かつ中国が滿州に「完全な主権」を保持しなければならぬことが了解された。

三 千島列島はソ連に「引渡」されねばならない。

前述の外蒙古と港(複数)と鉄道(複数)とに関する合意は、蔣介石大元帥の「同意」を必要とすることが了解された。大統

領はスターリン元帥の通知に基きこの同意をうるための措置をとる。

三大国の「元首」はソ連のこれらの要求が、日本の敗北後、確実に履行されねばならないことに同意した。

ソ連としては中国を日本の支配から解放する目的で、武力をもって中国に援助を与えるため、中ソ間に友好同盟条約を結ぶ用意あることを表明した。

四 右のヤルタ協定によってスターリンが負担した最大の義務は、ドイツの降伏後二カ月または三カ月以内に、日本に対し宣戦しなければならぬことである。ドイツ軍の最高司令部が署名した降伏文書によるとドイツ軍の戦闘中止は一九四五年五月八日二三時一分であった。ソ連が佐藤大使に与えた宣戦布告によって、日本との戦争状態に入る時間は、一九四五年八月九日午前零時だから、正味五九分で、ドイツ降伏後三カ月目になる。よくもぎりぎりまで引延しえたものだ。日本がポツダム宣言の受諾を米国に申し入れたのは、ソ連が日本と戦争状態に入った翌日の八月一日であった。日米間における受諾交渉が終ったのは八月一四日だから、ソ連とは正味「六日戦争」であった。

しかしスターリンがヤルタ協定で抱えた一大難事は、かれがモスクワで松岡外相と結んだ「中立条約」の存在であって、「日ソ両国は相互に他方の領土の保全と不可侵とを尊重し」（第一条）、「一方が第三国からの軍事行動の対象になった場合、他方はその紛争の全期間を通じ中立を守る」（第二条）と約束しているので、この中立条約を破らなければ、ヤルタ協定による日本との戦争に参加する義務を履行しえないことであつた。だがスターリンは夙に中立条約を破る不法行為を犯さなければ、対日戦争に参加できないことを知悉し、一九四五年七月二九日ポツダム巨頭会談の機会にツルーマン大統領に対し、「米英その他の連合諸国がソ連に対し、書面をもって公式に、日本との戦争に参加するよう要請してくれ」と申込んだのがそれである。これはソ連が中立条約を破る罪を他の連合諸国に分担せしめ

んとする奸計であった。大統領は「スターリンの提議をもって、恰もソ連の参戦が対日戦争に勝利をもたらす決定的要因をなすもののごとく装わんとする皮肉な外交上の工作である。アメリカは長い苦しい勇敢な努力による戦果を、これに参加しないロシアに摘み取らせたくなかった。アメリカにもその他の連合諸国にも、ソ連に日本との条約を破る理由を提供する、なんらの義務はなかった」と当時の決意を書き残している。しかしバーンズ國務長官としては大統領がいかにスターリンの要請に答えるかを決定しなければならなかった。結局「ソ連は国際連合憲章百六条によりモスクワ四大国宣言に基き国際連合に代って共同行動をとるため、現在日本と戦争状態にある他の諸大国と協議協力するのが適当だ」との回答を送ったが、スターリンはこの理論を採用せず、全然別種の理由で対日宣戦を行った。更にヤルタ協定でスターリンが負担した義務は、後に詳述するごとく、ソ連が日中戦争に対し中国に武力援助を行うため、中ソ間に友好同盟条約を結ぶことであつた。

五 ヤルタ協定でローズベルト大統領が負担した最大の義務は、かれが蔣介石と事前の協議も行わなければ、その同意も取付けることなく、中国の重要な工業地帯たる満州の事実上の主権をスターリンに与える約束を行ったので、事後にその同意を取付ける役目を引受けたことである。しかもその取付はスターリンに好都合な時機を待って、スターリンからの通知により、これを行う規定になっている。スターリンをアツプリーズする醜態の極と評せざるをえない。共同交戦国たる中国の領土を、同盟国に与える不信義な裏切行為であるが、理由は事前にこれを中国に知らすことは直ちに日本側に洩れ、軍事上忍び難い不利に陥るとの強弁である。しかしもし蔣介石が全部を拒否するとか、または一部の修正を求めた場合、アメリカとしては中国を経済的その他の手段で強制せざるをえなくなる。

六 ヤルタ協定は後述するごとくハリマンがスターリンに機先を制せられ、協定文の「起草権」をソ連側に握られ



たため、スターリンとモロトフは可能な最大限まで、ソ連に有利な抜け目のない、条文に書上げること成功している。たとえば協定の当事者として冒頭には、三大国の「指導者」なる異例な軽い非公式な形をとりながら、いよいよ米英両国がソ連の要求を確実に履行する厳格な義務を負担する条項になると、それが三大国の「元首」なる抜き差しならない重大な公式用語に変更されているがごときそれである。米英は全くスターリンに翻弄されている。

### ヤルタ協定の成立過程

#### 第一 ソ連の対日戦争参加意欲

一 スターリンが初めて対日戦争参加の意図を表明したのは、一九四三年一〇月三〇日モスクワの米英ソ三国外相会議に出席の外相たちを招待した晩餐会の席上で、隣席のハル國務長官に対し「無上な重要性をもつ声明を行って、私（ハル）を驚かせ、かつ喜ばせたことは、連合国がドイツの打倒に成功した暁、ソ連は日本の打倒に参加すると、明瞭かつ紛れなく言明したことである。スターリンがこの問題を持出したのは、全然かれ自身の発意によるもので、しかもかれは私が厳秘の下でローズベルト大統領に報告できると告げたため、私は衷心感謝したと」あるのがそれである。ハル長官によると「スターリンのこの決定表明は率直かつ力強く、全然私から懇望したものでもなければ、なんらの『報酬』も要求しなかった。しかるにスターリンは一九四五年二月のヤルタ会議では、同一の約束をローズベルト大統領に文書で与えているが、それは大統領がアジアにおいて千島列島と樺太南部を含む多くの領土的譲歩を行った結果としてのみえたものである。私は一九四四年一月辞職したので、いかなる事態の変化がかかる『譲歩』を

必要としたかは知らないが、スターリンが私に大統領に転達のため約束した際には、なんらの『紐』はついていなかった」と、無条件な約束が条件付に変更されていることを批判している。多年にローズベルトの下に要職にあった人にして、大統領のヤルタにおける業績に黒星をつけた第一号であるが、その第二号は後述するウエルズ國務次官であった。

二 それから一カ月後の一九四三年一月二八日テヘランに開催の米英ソ三国首脳会談において、ローズベルト大統領から対日戦争の軍事情勢に関する詳細な報告が行われたところ、スターリンは日本に対する米英軍の成功を歓迎すると同時に「残念ながらソ連が今日まで、対日戦争に米英の努力に合流しなかったわけは、ソ連軍があまりにも深くヨーロッパ戦争に従事しているからである。シベリアにおけるソ連軍は防禦目的には十分だが、攻撃作戦に適應さすためにはソ連軍を三倍に増加しなければならない。ドイツが最終的に敗北した暁には、必要な増援部隊のシベリア派遣が可能になるので、その時こそわれわれが共同戦線によって、日本を打倒できねばならない」と声明した。これはスターリンが公式に米英両首脳に対日戦争参加の意図を表明した最初である。

## 第二 ハリマン、スターリン会談

一 一九四四年一〇月四日ローズベルト大統領は次のメッセージをスターリン元帥に届けるようモスクワのハリマン大使に訓令した。「貴下は既にディーン將軍（モスクワ駐在の連絡將校）から、対日戦争に関するアメリカ統合参謀本部の立場を説明した文書を受領されたであろう。この点に関し貴下がわれわれに与えた保証をいかに私が完全に受領したかを貴下に繰返したい。われわれ三国（米英ソ）は、ドイツに対し成功した戦争を行いつつあるが、それに



劣らない成功をもって、われわれ三国はある一國（日本）、それはアメリカにとって大敵であるごとく、ロシアにとっても大敵だと私が胸中で確信する一國を、破碎することに合同しうることたしかだ」とあって、ローズベルト大統領がいただく対日感情の一端を知りうる資料たるを失わない。

二 一九四四年一月五日ハリマン大使はローズベルト大統領宛「親展、極秘電報」として「昨夜スターリンとの会談において、私から大統領は対日戦争にソ連の参加に関し、去る一〇月スターリンがのべた『政治的問題』とはどんなものを明瞭に知りたいと熱望しているとのべたところ、スターリンは隣室から地図を持出し、『千島列島と南樺太』とはロシアに返還さるべきだとのべ、現在日本はウラジオストックへの入口を支配しているが、ロシア人はこの重要な港への通路を守る資格があると考えているが、現在太平洋へのすべての出口は敵に保有されるか封鎖されていると説明した。スターリンは更に『旅順と大連』を含めた遼東半島の南部に一線を引き、ロシアはこれらの諸港とその周囲の地域とを『租借』したいとのべた。そこで私（ハリマン）は大統領とスターリンがテヘランでこの問題を既に討議したこと、並に私の記憶が正しければ、ロシアが太平洋において『暖水港』を取得する必要を最初にいいだしたのは事実大統領自身であったことを思い出したが、当時大統領が胸中に抱いていたのは、ロシア人によるこの地域の『租借』ではなく『国際的自由港』であったと考えていたので、その方法がロシア人に必要な保護を与えると同時に、この種の国際問題を最善に処理しうる現在の思想に、より合致すると大統領は考えていたとのべた。するとスターリンは『その問題は討議しうる』と答え、更に『東支鉄道を租借』したいといいたので、私（ハリマン）はスターリンが関心をもつ満州における鉄道を精確に定義することを求めたところ、スターリンは『大連からハルビン、ハルビンから北西のマンチュリー、東方のウラジオストックへの線』を指示したので、これがスターリンが

満州において関心をもつ全部の鉄道かと尋ねたところ肯定的回答を与えた。次いでスターリンは私(ハリマン)の質問に対し、特にかれは満州における中国の『主権に干渉』する意図のないことを再確認したが、ハリマンとしては、ロシア人が鉄道の運営を支配し、ロシアの軍隊が鉄道を守備する確率があるので、満州におけるロシアの威力の重大であることは、もちろんなんら疑いをいれないと考えた。最後に、スターリンはテヘラン会議において、かれが言及しなかった唯一の要件は『外蒙古の現状維持』の承認であった。すなわち外蒙古を独立の存在として維持することであると述べた。この問題が私(ハリマン)を驚かさなかったわけは、これがソ連の態度だろうと私が久しく信じていたからである。理由は南部シベリアの長い国境を保護せんとするのがロシア人の願望だからである。私としては海港に関する意見をのべた外、なんらの論評も行わなかった。大統領からの訓令がない限り、私は再びこの問題を取上げない。もし大統領においてより詳細な情報をお望みならば、大統領がスターリンとの会見に先立ち、その情報をうることが有益だと考えている」とあった。

### 第三 ローズベルト、スターリン会談

一 一九四五年二月八日午後三時半、ヤルタのリヴァディア宮殿に開かれたローズベルト大統領とスターリン元帥とのみの会談において、極東における若干の軍事上の問題を討議した後、スターリンから「ソ連が対日戦争に参加する政治的条件を討議したいとのべ、この問題に関しては既にモスクワでハリマン大使と会談したと付言したところ、これに対しローズベルト大統領はその会談の報告はハリマンから受領したが、樺太の南半と千島列島とが終戦後ロシアに与えられることに関しては『なんら困難はない』と考える。またソ連のため極東に『暖水港』をうることに関し

ても、われら兩人はテヘラン會議でこの点を討議したことを元帥は思い出されるであろうとのべ、当時大統領はソ連に南満州鐵道の終点、多分遼東半島の『大連』に暖水港の使用が与えられると提議したと付言した。しかし大統領はこの問題に關し蔣介石元帥と討議する機会をもたないので、『中国人に代つて発言することはできない』とのべ、ロシア人がこの港の使用を獲得する方法は二つある。その一は中国人からすつかり『租借』することであり、その二は大連をなんらかの形における國際的委員會の下に『自由港』にすることだとのべ、大統領としては『香港問題』との關係上第二の方法を選ぶこと、イギリスが香港の主權を中国に返還し、そうして國際的自由港になることを希望するが、チャーチルはそんな提議に強く反対することを承知しているとのべた。そこでスターリンは今一つある問題は、ロシア人が『滿州鐵道』を使用することだが、ロシア皇帝はマンチュリーからハルビン、ハルビンから大連と旅順に到る線と、ハルビンから東方のニコルスクーウスリスク（ハバロフスクーウラジオストック線との連絡点）に到る線とを使用していたとのべた。これに対し大統領は再び自分はその問題に關し蔣介石元帥と話し合いをしていないが、その問題の実施にも二つの方法がある。その一は直接ソ連の運営下に『租借』することであり、その二は一人の中国人と一人のロシア人とをもって構成する委員會の下におくことだとのべた。ここにおいてスターリンはもしこれらの条件が充足されなければ、かれ自身とモロトフとにとって、何故ロシアが日本との戦争に入るかをロシア人に説明することが困難なことは明白である。ロシア人はソ連の存在そのものを脅威したドイツに対する戦争は、明白に理解したが、かれらは何故ロシアが、なんら重大なツラブルをもたない日本に対し、戦争を行わねばならないかは理解しえない。しかしもしこれらの政治的条件が充足されるれば、ロシア人民はロシアのナショナル、インテレストを含むことを理解し、またソ連の最高會議にこの参戦の決定を説明することを極めて容易にするとのべた。大統領はこれに対し

蔣介石元帥と話し合う機会をもたないが、中国人に語ることの困難の一は、なにごとまかれらに語れば、二四時間以内に全世界に知れることだと思ふと答えた。スターリンもそれに同意し、まだ中国人に語る必要はないと考える。しかしソ連の最高会議の安全(秘密保持)は保障できるとのべると同時に、これらの条件は三大国が合意したものでして、『文書』にしたため、この会議に残しておくのがよいと付言した。大統領は『それはなされうる』と思ふと答えた。スターリンは更に中国に関しては宋子文が四月末モスクワに来る予定になっているから、ヨーロッパ戦線からのソ連軍の移動が可能になり、二五〇師団の極東移動が可能になった際、これらの事項に関し蔣介石元帥に語る事が可能になるとのべた。なお、スターリンは暖水港の問題に関しては、ロシア人に困難はなく、かれ自身国際化された『自由港』には反対でないとのべた。大統領は話題を中国の国内情勢に転じ、ここ暫く中国を生かしておかんと試みてきたとのべたところ、スターリンは中国は生き残れるとの見解をのべると同時に、中国人は蔣介石の周囲に若干の新しい指導者を必要とする。国民党内には若干の立派な人たちがいるにかかわらず、なぜかれらを前面に押し出さないのか理解に苦しむと付言した。これに対し大統領はウエーデマイヤー將軍と新大使ハーレー將軍とは、かれらの前任者たちよりも遙かに成功をおさめつつあつて、北部にいる共産主義者たちと重慶政府とを結合さす上により進歩を遂げている。『過失はいわゆる共産主義者たちよりも、より国民党と重慶政府にある』とのべた。スターリンは何故かれらが結合しないのか理解できないわけは、かれらが日本に対し、共同戦線を張るべきだからとのべ、その目的のためには蔣介石が『指導権』を握るべきだとの考えであつた。なおスターリンはこの点に関し、数年以前国民党と共産党との間には、共同戦線があつたことを想起し、何故それが維持されなかつたのか理解できない』とのべた。

#### 第四 続ローズベルト、スターリン会談

一 第一次会談から二日後の二月一〇日午後二時ハリマンはモロトフの要請によりユスポフ宮殿（スターリンの宿舎）を訪問したところ、モロトフから二月八日第一次のローズベルト、スターリン会談で討議された結果を「ロシアが対日戦争に参加するスターリン元帥の政治的條件の草案」と題する協定文（英文）を手交された。これがヤルタ協定の原案になるのだが、やがて確定されるヤルタ協定と比較すると蔣介石總統の「同意」を取付ける規定が欠けているのが目立っている。ハリマンはこれに対し大統領はこれを受諾するに先立ち次の三つの修正を希望されているとのべ、それは（一）旅順と大連とを自由港にすべきだとの大統領の提案をスターリンが受諾する用意を示すこと、（二）満州の両鉄道は中ソ合同委員による運営に変更すること、（三）大統領はこれら二件は中国が利害関係をもつので、『蔣介石元帥の同意なしには最終的に処理したくない』と考えていること確實だとの見解を明かにした。これに対しモロトフはスターリン元帥が最初の二件に同意していることは表明したが、ハリマンにとって最後の点をモロトフに理解さすには相当の時間がかかった。ハリマンは大統領の宿舎に帰って、かれがモロトフに提起した修正を大統領に報告したところ、大統領はこれ承認し、正式にモロトフに「再提出」する権限をハリマンに与えた。

二 この日午後行われた三巨頭の正式会議（ヨーロッパ問題）を終った後、スターリンは自らハリマンを訪問して「協定案に対し更に修正を加えたい」と説明し、「大連」を国際的管理下に自由港とすることに全然同意だが、「旅順」はちがっているので、同港はソ連の海軍基地とすべきだから、ソ連は「租借」を要求するとのべた。ハリマンはこれに対しスターリンが直ちに大統領と本件を討議する機会をもつべきだと提議したので、両巨頭の会談が午後

四時三〇分からリヴァディア宮殿に再開された。

三 大統領は前記の「両港」に関するスターリンの修正案に「同意」したところ、スターリンは「満州両鉄道」は中ソ合同委員会によって運営されるのがより適當たることに「同意」し、更にスターリンはこれら諸問題に対し蔣介石の「同意」を必要とすることにも「同意」したが、蔣介石は「外蒙古」の現状維持にも「同意」すべきだと提言した。そこで大統領はスターリンに対しこれらの諸問題は、宋子文がモスクワ訪問の際、スターリン自身これを取上げたいのか、それともスターリンは大統領が蔣介石との間に取上げることが望んでいるのかと質問したところ、スターリンは自分は利害関係者だから大統領が取上げることを選ぶと答えた。そこで大統領は機密保持の問題を考えながら、スターリンに対しいつこの問題を蔣介石と取上げるべきかを質問したところ、スターリンは自分の方からいつそれを行ってもらえる用意あるかを大統領にお知らせすると答えた。大統領は陸軍将校をワシントンからモスクワ経由で重慶に派遣し、機密保持のため、ハーレー大使宛の訓令を所持せしめるとのべた。

ここでチャーチル首相が現れたため、ローズベルト、スターリン会談は中断されたが、ハリマンは、スターリンにかれが加えた修正の起草を引受けるかと尋ねたところ、スターリンは肯定的回答を与え、ヤルタ協定に関する交渉を終結した。結局、ヤルタ協定の条文は原案から確定案まで、終始、ロシア側の起草にかかったものたることが立証されている。



## ホップキンズ、スターリン会談

一 ヤルタ会議から二月二四日帰国したローズベルト大統領は三月二日上下両院の合同会議にヤルタ会議の成果を報告したが、非常に不用意な大部分即興的で内容のないものであった。三月二三日大統領はサンフランシスコの国連憲章制定会議に出席するアメリカの代表団をホワイトハウスに招き、極秘としてヤルタでソ連に三個の国連投票権を与えることの支持を約束したと打明けた。しかるにこの秘密が三月二九日の新聞にあばかれ鷲々たる非難を巻き起し、対日戦争に参加するソ連との秘密協定は未発表であったが、その日から「ヤルタ」なる言葉が「秘密な耻すべき協定」と連想されることになった。四月一日大統領はジェファソン記念日の演説原稿を口述し、四月一三日金曜日ひどい頭痛を訴えると間もなく意識を失って死亡した。強烈な脳溢血であった。

二 「君がいなければ僕の大統領職は勤まらない」とまでローズベルトに信任されたハリリー・ホップキンは、大統領の死去とともに公生涯から引退を決意していたが、ドイツの降伏した五月七日から一週間も経過しないうち、サンフランシスコの制憲会議は暗礁に乗上げ、モロトフ、イーデン両外相の引上げとなり、対ソ関係に絶望的気分をいだいたハリマン大使は、ツルーマン新大統領にホップキンをモスクワに派遣し、直接スターリンとの談合を進言したところ、それが容れられ五月二三日ハリマン同伴でワシントンを出発した。

三 五月二六日スターリンとの第一回会談がクレムリンで開かれたが、翌日の第二回とともに討議はヨーロッパ問題に終始し、五月二八日の第三回会談で初めてソ連の対日戦争参加問題に移り、スターリンから(一)ソ連軍は八月八日までに満州における所定の位置に展開される、(二)ロシア人民は日本との戦争には「立派な理由」をもたねば

ならないとのヤルタでの声明を繰返し、それはヤルタでの提案に「中国が進んで同意」することに依存する、(三)これらの提案は宋子文のモスクワ訪問の際、スターリン自身直接取上げるとのべ、七月一日までに宋子文に面会したが、同時にアメリカがこの問題を蒋介石との間に取上げることが期待している、(四)スターリンは八月初めに日本に対する攻撃を開始する意図なので、七月一日までに宋子文のモスクワ訪問が重要である、(五)スターリンは『蒋介石の指導下に中国の統一』を促進するため、かれがなしうるあらゆることをするとの無条件的声明を行い、更に蒋介石の指導は「戦後も継続」しなければならないわけは、「かれ以外に強力な人物がいない」からだ。特にスターリンはいかなる「共産主義者たる指導者も中国を統一するほど強力でない」ので、蒋介石に関し留保を表明しながら、蒋介石を「支持」したいとのべ、(六)スターリンは「統一し安定した中国」を望み、「統一した中国の一部としての全満州を支配する中国」を望むとのヤルタでのすべての声明を繰返し、中国に対してはなんらの領土的要求をもたないと無条件的に声明し、特に「満州と新疆」をあげ、「日本と戦うためソ連軍の進入したすべての地域に対し、中国の主権を尊重する」、(七)スターリンは蒋介石の代表者たちが、「満州」における中国の行政組織を容易にするため、「中国の軍隊」とともに「満州」に入ることを「歓迎」する、(八)スターリンはアメリカの「門戸開放政策」に同意し、戦後の中国を経済的に援助しうる資源をもつ唯一の強国はアメリカだとのべ、ロシアは来るべき多くの年月、その国内的経済のため、なしうるすべてをしなければならぬ、(九)スターリンは「朝鮮」を米、英、中、ソ四国の信託統治下におくべきであることに同意を表明した。

四 スターリンの中国に関する叙上の陳述は、七二日後に日ソ戦争が開始され、赤軍が「満州」を占領するや、全部ウソであったことが立証されている。故意の謀略とすれば絶妙を極めたもので、たとえば表面上は蒋介石を中国唯

一の指導者として支持すると声明しながら、実際上は物質的にも精神的にも、毛沢東の援助を怠らなかつた。弁証法なる奇術を弄する共産主義者との交渉には、専門家を必要とする理由はここにある。

五 スターリンは更にホッキンズに対し(一)連合側がもし日本に関し無条件降伏なる政策から離れ、修正された降伏条件を受諾する場合には、占領軍を通じて連合側の意思を押付け、「事実上無条件降伏と同一の効果」をうることを考えている、換言すれば「緩和な平和条件」に応じておいて、「一旦、日本を占領すれば、思うままのことをする」、(二)ロシアは現実「日本本土の占領」を分担せんと期待している、それがためには米英と占領地区に関する協定を遂げたいと語っている。この発言はスターリンが中立条約を破って日本に侵略戦争を押付ける直前のことだが、かれは既に爪牙を磨いて恐るべき悪心を躍動させつつあったことを知る貴重な資料である。

### 中ソ友好同盟条約の成立

一 ヤルタ協定の末項にはソ連が「日本の支配から中国の解放」を援助するため、自ら進んで中国の「国民政府」と友好同盟条約を結ぶと約束している。この条約は一九四五年八月一四日モスクワで調印され、日本を仮想敵としてロシアと中国が結んだ第二回目の同盟条約である。しかしこの条約の成立はヤルタ協定から六カ月後のことで、日本が降伏を宣言した前日に当る。このヤルタ協定から中ソ同盟に至る六カ月の期間には、ドイツの降伏、ポツダム三巨頭会議、対日降伏勧告の発表、ソ連の対日宣戦、ソ連軍の全満州占領、日本の降伏など、東西にわたって世界の面容を慌しく変貌した重大事件が続出している。ソ連がどんな魂胆でヤルタ協定にこの末項を加えたかは知る由もないが、ヤルタ協定は南樺太と千島列島を除けば、満州と外蒙古に関する規定が全部(外蒙古関係は一カ条)であって、

中核的規定は日露戦争以前ロシアが満州に享有した特権(全満州の事実上の支配権)の回復に、ローズベルト大統領の承認をえたものにすぎない。しかしいくら第三者たるローズベルトの承認をえたとしても、これらの特権の原所有者たる「中国の同意」をえない限り、国際法上かかる重大な特権が直ちにソ連に移転すると解することは許されない。これ新に中ソ間に特権の移転承認の条約を結ぶ必要があるわけである。

二 しかしかかる条約を締結するがためには、先ずヤルタ協定の内容を正式に蔣介石総統に通告して、その同意を取付ける重大事業が残されている。この重大任務はハーレー大使が重慶に帰任して遂行する手筈になっていた。かれは帰任の途中モスクワに立寄った際(その日ローズベルト死去)スターリンから、二、三カ月のうちに通告の時機が来ることを知らされた。重慶に帰任した大使は五月一〇日蔣介石と会見したところ、蔣は既に駐米大使からヤルタ協定の各条項の報告をうけていたが、「卓越的利益」と「租借」には反対であった。これらの言葉は中国ではあいまいな意味をもち、過去において外国人が特権をうることに乱用され、中国の領土的保全と独立を侵害するものと考えてられていたからだ、と大統領に報告している。

三 五月下旬モスクワを訪問したホップキンは、スターリンにソ連の対日戦争参加の大体の期日を尋ねたところ、八月八日までにソ連軍は部署につくが現実に作戦を開始する時機は、中国によるヤルタ協定の履行に依存する。換言すれば「八月初めまでに中国がヤルタ協定を受諾」することだと答え、七月一日までに宋子文(首相兼外相)のモスクワ訪問を待って本件を取上げ、同時に重慶でハーレー大使が蔣介石と取上げることにした考えを明かにした。そこでツルーマン大統領はサンフランシスコ会議に出席中の宋子文にワシントン来訪を求め、六月九日グループ事務長官代理とリーイー幕僚長との面前で、ヤルタ会議に関する一般的な情報を与えた。

四 他方、ハーレー大使は六月一五日重ねて蔣總統との公式会談で、ヤルタ協定を取上げたところ、蔣は次のことき三つの意表外の提案を行った。

一 中国がソ連と結ぶいかなる取極にも、アメリカとイギリスが当事者になるべきである。これはソ連をしてその条項の順守をより確実にするからだ。

二 旅順は四大国、すなわち、中国、ソ連、米国、英国の合同海軍基地に指定すべきである。

三 樺太と千島をソ連に移譲することは、中国とソ連のみの討議によるより、前記四大国によって討議すべきである（筆者註。蔣總統が樺太と千島に触れたのは、中国がヤルタ協定を承認すれば、中国が同協定の当事者になるとの理解である）。

しかしアメリカ政府はこれらの提案にはソ連、イギリス両政府と協議しなければ回答できないと考えたが、ともかくハーレー大使をして蔣介石に、中国政府がソ連と結ぶいかなる協定にも、アメリカが当事者になることに同意できないと回答せしめた。

五 七月初めモスクワに到着した宋子文はスターリンから友好同盟条約を結ぶ以前に、他のすべての問題を解決しなければならぬとして、満州において「ヤルタ協定を超越」した権利と特権とを要求された。それはソ連が事実上全満州を支配せんとする提案であった。ソ連は先づ大連、旅順の両港のみならず、近接の水陸を含む「軍事地帯」を創設し、その地帯内にソ連が海空軍をもつ権利を要求し、次いでソ連は大連港の内部にも海軍基地を設け、中ソ両国海軍の専用的使用に提供することを要求し、更に満州両鉄道とその関係企業（工場、仕事場、土地、石炭坑、林野）とは排他的にソ連が所有し、両鉄道の経営と運転とに支配的発言権を要求した。宋はこの提案をモロトフに返上せんと試みたが、モロトフからことわられたので、直ちにその内容を蔣介石に打電した。それと入れちがいに蔣介石から

中国がソ連に与えうる最大限の特権を記載した訓令が届いた。それによると(一)ソ連は「満州」における中国の主権を完全に承認すること、(二)「新疆」における中国共産主義者と反乱集団とに対する一切の精神のおよび物質的援助を撤回することに確然と同意すること、(三)戦争終了まで「外蒙古」の現状維持を保ち、終了時に人民投票を行うこと、(四)ソ連海軍には中国海軍とともに、基地として「旅順」の使用権を与えるが、港は中国の施政権下におくこと、(五)「大連」を海軍基地区域に加えることには反対するが、大連を中国の施政権下に自由港とし、ソ連商船のためのドックに対しては「租借」を許し、またソ連の輸出入に対しては自由と完全な権利とを与えること、(六)「満州両鉄道」の指導と運営とを中ソ合弁会社に移すことには同意するが、鉄道の所有権は中国政府に残すであった。

六 かくも広く隔った中ソの立場をいかにすればせめうるか。アメリカ政府が介入しない限り合意は不可能と考えたハリマン大使は、ワシントン政府にヤルタ協定の公式解釈を直ちに準備するとともに、近くポツダム巨頭会議に出席のツルーマン大統領に直接スターリンとの討議を進言した。大使は同時に宋子文に対しこの際スターリンとの会談を「行詰り」とせず、友好的な「延期」とするよう勧告した。理由は大使の印象によると、もし宋がスターリンとの解決が国民政府の面目を救う形のものであり、もしまた宋がソ連は本当に国民政府を支持するものと信じたならば、蔣介石よりも多くを譲歩するのではないかと慮れたからである。

宋子文は会談を中止して重慶に引上げんと迷っていたところ、ロシア側がその要求を緩和し、七月一〇日の会談でスターリンは中国の共産主義者たちにはいかなる種類の支持も与えていないこと、中国の国民政府のみを支持すると、中国におけるすべての軍隊は国民政府の支配下に入らねばならない、ときっぱり声明した。これで問題は「満州



の両港と両鉄道」の処理を残すのみになったが、この問題が深刻なわけは、それが「実質的」には「満州の支配者」は中国かソ連かの決定になるからであった。宋はこれ以上譲歩しえないこと、重慶に帰って蔣總統と相談したいと述べたところ、「スターリンは自分がポツダムに出発する以前に協定に達することが、中ソ双方にとってよいわけは、自分がポツダムでツルーマン大統領といつソ連が対日戦争に参加するかの期日を決定したい」からだと答えた。しかし宋は動揺しなかった。七月一二日の会談でスターリンは譲歩せず、「大連」はソ連の「軍事地帯」内におかねばならないこと、「両鉄道」もソ連の支配下に入ることを主張したので、宋は蔣介石の指令をうけねばならないとのべ、もしスターリンが望むならば、モスクワを再訪する用意ありと告げた。スターリンは宋を晚餐に招待し、宋は七月一四日重慶へ、スターリンとハリマンは別々にポツダムへ出発した。

なお今回の会談の当初最も厄介な問題は「外蒙古」の処分であって、スターリンは中国が正式に外蒙古の独立を承認すべきだと主張し、蔣總統は行政行為で領土の割譲は不可能だとし、それをすれば蔣政権は崩壊すると反対した。

七 ポツダム巨頭会議に出席のツルーマン大統領に随行の「國務省幹部」たちは長官に対し、中ソ条約の話をより活発に進めるようアメリカの介入を勧告した。かれらの意見によるとヤルタ協定はアメリカが長年保持してきた中国の独立と領土的保全と行政的保完という伝統政策から後退したものだ、ローズベルト大統領がヤルタで中国の「同意」を取付けるとの約束は必ず守らねばならない。アメリカ政府はヤルタ協定を超過するソ連の要求に抵抗しつつある宋子文をしつかり支持すべきである。ツルーマン大統領はスターリンとこの問題を討議すべきであって、スターリンが同意すれば、その討議に参加するよう宋子文をポツダムに急行さすべきだとあった。

一方、蔣介石は帰国した宋子文と相談の上、七月二〇日スターリンに中国はソ連の必要に応ずる最善の努力を尽し

たこと、蔣としては中国人民が受諾の用意あるものを超過しえない、とのメッセージを送った。しかし大統領は蔣が宋をモスクワに帰らせ交渉の再開を希望したが、宋はそれを渋ったけれども、最後には王世杰を外務大臣に任命し、かれと同行することになった。

八 七月二六日「日本に降伏」を勧告した「ポツダム宣言」が、米英中三国首脳の名をもって発表されたが、これはポツダム巨頭会議の産物ではなく、米英の首脳が会見した機会に、アメリカの原案に現地でイギリスの同意をえ、更に電報で蔣介石の同意を取付けたものである。ハリマン大使はこの頃國務長官に対しアメリカはソ連の過度な要求に反対する中国を支持することと、中ソ両国政府による「中国の門戸開放」の明白な承認を取付けることを力説した。長官はこの進言を容れ、八月五日ハリマンに対し（一）アメリカ政府は宋子文がヤルタの条件を十分満足させていると考えているので、スターリンがそれ以上を主張しないよう切望する、（二）大連港をソ連の軍事的地帯に含めることは門戸開放政策に反し、アメリカの利益を害するので反対する、（三）ソ連政府は直ちにアメリカと文書による取極を結び、「満州における門戸開放政策」を守るとのスターリンの言葉による保証（ホップキンズに対し）を、再確認することをスターリンに提議する権限を付与した。翌八月六日アットリー英首相から宋子文が対ソ交渉に対しイギリスの支持を要請してきたので、アメリカの方針を知りたいとの申出があった。ツルーマン大統領はハリマン大使宛前記國務長官の訓令をもってこれに答えた。

九 ハリマンは満州の門戸開放に関し米ソ間に調印さるべき議定書の草案をソ連に提出したところ、スターリンは開き直ってヤルタ協定はソ連が「卓越的地位」をもつことを認めている。これは（一）ソ連の警察が大連の市と港の防護的支配権を行使すること、港の管理者は中ソ合同市政下においてロシア人たること、（二）ソ連の役人は侵略と

破壊から大連の港を守るため、帝制時代に租借していたものを含み、遼東半島の全域の支配を主張する権利があると述べた。ハリマンは「卓越」なる言葉がかかる広範囲なソ連の要求を支持することを活発に「否定」し、大統領は「アメリカの利益と政策に影響あるいかなる決定も、事前に協議を期待する」とスターリンに注意した。

この時以来、スターリンを宋子文に歩み寄らせたものは、「中国の抵抗力」より「アメリカの監視力」であった。その直後宋はハリマンに「大連」に関し更に譲歩したいと告げたので、「アメリカ政府は中国政府が行う提案は、ヤルタ協定に合致しているものと思し、もし中国政府が協定以上の権利をソ連に与えるとすれば、それは中国が他の分野においてソ連からの支持に価値を付しているためのみと理解する」との重大な警告を与えた。

しかし最後の数日間（八月一日—四日）の交渉では、宋の抵抗力は漸次破壊され、ソ連が平時には「大連」の市と港並にその連絡鉄道に、軍事的権力を行使しないとの約束と引換えに、宋は大連がソ連の軍事的地帯に編入されることに同意した。宋はまた「満州両鉄道」の経営に関する細目にも譲歩した。宋は更に長時間議論の結果、ソ連が国民政府を支持し、「すべての反対分子」への援助を差控えることに関する、「明確でもない用語」による約束を受諾した。しかし宋のこれらの決定は、八月一〇日スターリンが会談の終りに、「中国政府は速かに合意に達するのが利益だ。そうしなければ共産主義者が満州に進入する」と、語ったことに影響されたためと解する有力な説もある。

一〇 バーンズ長官は宋の妥協に驚き、ハリマン大使に対し（一）ソ連が国民政府を支持し、反対分子の援助を差控える約束の用語を、将来誤解の起りえないよう明白にすること、（二）大連に関する取極にはソ連が平時に軍事的支配権の行使を要求しえないよう明白な用語を主張すること、（三）大連における港の設備の共同所有に対するスタ

ーリンの要求に抗議すべきであると訓令した。八月一二日ハリマンはこの訓令を執行した。翌日は日本降伏の前夜であったが、スターリンと宋子文とは残ったすべての争点を解決し、八月一四日「対日戦争終了」のニュースを聞きながら、モロトフと正世杰の間に対日戦争に「武力をもって中国を援助」する中ソ友好同盟条約が調印され、宋は空港でモロトフの見送と栄誉礼をうけながら、ワシントンへ出発した。

一一 中ソ友好同盟条約の付属交換公文に「ソ連政府は中国に精神的支持を与え、軍需物資その他の物質的資源をもって中国を援助し、この支持と援助は排他的に中国の中央政府としての国民政府に与えられる」とあることを始めとし、「大連および旅順並に中国長春鉄道の合同運営に関する交渉中、ソ連政府は満州を中国の一部とみなし、満州に対する中国の完全な主権の尊重とその領土のおよび行政的保完の承認とを再確認された」とあること、更に新疆における最近の出来事に関しては、ソ連政府は友好同盟条約第五条に規定するごとく、中国の国内問題に干渉する意図をもたないことを確認する」とあることは、宋子文が中ソ交渉において最も関心をもった問題なので、ソ連が真に文字通り守ってくれば、かれの希望は完全に達成されたわけである。

一二 第二の交換公文たる外蒙古に関しては、中国側における多大な譲歩であって「中国政府はしばしば表明される外蒙古人民の独立に対する願望に顧み、日本の敗北後、もしその願望が外蒙古人民の国民投票によって確認されるば、現在の国境線内における外蒙古の独立を承認する」とあるは、外蒙古が現実にはソ連の支配下にある実情に鑑み、やむをえない結論かも知れない。

一三 最後にソ連がヤルタ協定によって対日戦争に参加することに関連して、ソ連軍が味方の領土たる「満州」を戦場にせざるをえないため、中国に極めて不利な、事実それがため、全満州の赤化を容易ならしめた取極が、ソ連の

最高軍司令官と中国の行政機関との間に結ばれたのであるが、その取極の署名人はモロトフ外相（ソ連の最高幹部会の権威により）と、王世杰外相（中国共和国国民政府の権威により）になっている。

一四 中ソ友好同盟条約と同時に結ばれた、日露戦争以前にロシアが取得していた満州における旧特権を回復する諸条約によって、ソ連は全満州を事実上支配する権利を掌握しているが、軍隊の駐留は許されていない。宋子文はこの点を考慮し、対日戦争のため満州に出動した赤軍の早期撤退を望むため、この問題が「一九四五年七月一日スターリン、宋子文間の第五次会談で討議された際、スターリンは条約に規定することを拒否したが、日本の降伏後三週間以内に「撤退を開始」するとのべたので、宋から「撤退の完了」にはどれ程の期間を要するかと質問したところ、スターリンは「三カ月は撤退の完了に十分な最大期限だ」と答えた、と「議定書」をもって認めしめている。しかし事実、ソ連軍の撤退には一年有余を必要としている。

### 全満州占領とソ連の謀略

一 スターリンはヤルタで約束した、ドイツの降伏後最長三カ月の最終期限ギリギリの八月八日、日本に宣戦し九日午前零時から戦争状態に入った。八月一〇日ソ連軍は長春、ハルビン、吉林を爆撃し、旅順、大連は落下傘部隊で占領した。八月一四日中ソ友好条約が調印され、八月一五日日本の降伏が確定した。

二 八月一六日朱徳は自ら「中国解放地区における反日軍総司令官」と称し、重慶における米、英、ソ三国政府の大使館に同文の書簡を送り、「共産主義者は中国の一九省を解放し、延安の支配下にある人民軍のみが、日本の降伏を受諾する権限と資格をもつと主張し、日本の降伏を受諾するのみならず、日本の降伏手続、日本の占領、日本との



平和会議に参加の権利を要求すると同時に、特に米國政府に対しては重慶政府へのレンド・リース法による援助を直ちに中止し、中国に内戦が起つた場合、どちらの側をも支持を拒否するよう要求した。これより先、共産主義者たちは朱徳の名をもって「わが軍は敵またはその手先が占領する、どんな都市または交通の中心地にも、進入占領し、その秩序を維持するため、軍事的管理を行い、その地方の行政事務を監視する弁務官を任命する権利がある。かかる行動に反対または妨害する者は反逆者として処分する」との全國放送を行っている。日本の降伏を知った朱徳が叫んだ第一声は「赤軍の進路は満州だ」であった。

三 ソ連軍は容易に全満州を占領した。八月二七日スターリンはハリマン大使に「蔣介石はソ連軍が北京を占領して中国共産軍との合流を恐れているが、ソ連軍はそんなことはしない。ソ連軍ははまだ満州で共産ゲリラを発見しないし、中国共産主義者とはいまだどこでも接触していない。中國政府が満州に軍隊を送ってロシア人から満州を引継ぐことを期待する」と語った。ハリマンからこの通知をうけた中國政府が、満州への軍隊派遣を急がざるをえないわけは、既に中国共産軍の一部が内蒙古と熱河經由で陸路満州への浸透を始め、途中他の共産軍と合流するのみでなく、新に兵員を徵募し、他の一部は山東から海路で舟艇やジャンクで北上しつつあったからである。

蔣總統はロシア軍が撤退する以前に、政府軍を満州に送る緊急の必要を認め、輸送船団の調達をアメリカ政府に要請した。ロシア軍が撤退した現地に中國政府軍がいなければ、中国共産軍がソ連軍の立ち退き地域に移動するからであつた。しかし不幸にして蔣介石の配慮は杞憂でなく現実となつたのである。

四 一〇月一日ペトコフ大使は重慶政府に対しソ連政府は近く満州から撤兵開始に決定したから一〇月一〇日以前に長春に代表者を送り、マリノフスキー將軍と守備移転に関する事項を討議されたいと通告した。蔣總統は熊式輝を



東北行営主任として長春に派遣すると同時に、満州に送る政府軍は「大連」に上陸するとペトコフ大使に通告した。しかるに一〇月五日ソ連政府は「大連は条約によって商港と指定され、貿易上の目的のみに使用されるので、ソ連政府は条約が破られることを欲しない」と中国政府に回答した。しかしこれは条約の曲解であって、スターリン宋子文の会談には、ソ連のこの主張を支持するなものも発見できない。熊式輝は前後二回マリノフスキーと会談したが、マ將軍は大連上陸を許す権限を与えられていないが、ソ連政府としては満州の他の港への上陸には反対しないと告げた。蔣總統は大連上陸を断念し「葫蘆島」に変更し、一〇月二五日ソ連大使を経てマ將軍に伝達方を求めた。しかるに一〇月二七日アメリカ海軍の輸送船が葫蘆島に入港すると、中国共産第四路軍が既に同港を支配していることを発見し、バーベ、キンケード両提督は共産軍の司令官と接触したが、かれらは中国政府軍の上陸には抵抗すると声明した。やむをえず秦皇島に上陸と決定した旨を蔣總統に報告したが、蔣は葫蘆島を諦めえなかつた。一〇月三〇日中国政府はペトコフ大使を経て中国政府軍の葫蘆島と營口とに上陸を、マ將軍に守らせうるかをソ連政府に尋ねしめたが、あいまいな返事なので、アメリカ海軍は「營口」に入港したところ、ここにも既に中国共産軍が上陸地点に塹壕を掘り、バリケードを張りつつあった。バーベ提督は本国政府の訓令により強制上陸を行わず、中国軍司令官にロシア人との交渉を行わしめた。

五 熊式輝はマ將軍と会見し、なぜソ連は營口上陸には面倒ないといいなから、同港には多数の共産軍がいるのかと尋ねたところ、実は營口の中国共産軍はソ連軍の支配した地域から来た部隊でなく、中国南部から来たもので、安全保障ができないと答え、しかも中共軍は大部隊であって、同港から撤退したソ連軍を呼返さない限り統制しえないと付言し、共産第八路軍の司令官と政府軍の司令官との討議を提案した。それはできないと熊主任は答えると同時

に、もし両者の間に面倒が起った場合、ソ連はどんな態度をとるか尋ねたところ、マ將軍は中国内部の問題には干渉しないと答えた。熊主任は会見を終るに当り、もし中国政府がソ連政府と合意したスケジュール通り満州の引渡をうけない場合、その責任はソ連にあると声明した。

そんなわけで営口では、事態を調整しうるソ連代表者は遂に現われず、中国共産軍は何人の上陸をも拒否したので、バーベア提督は営口上陸を断念して、秦皇島上陸の決定を実行し、中国政府軍は山海関を経て、陸路長距離行軍を行って、満州に行進することができた。

六一一月五日熊主任はマ將軍との会見で將軍から、中国政府は飛行機で満州内の重要地点、特に奉天とか長春に軍隊を送ればよいのであるが、その際はソ連軍がかかる地点から撤退した五日後に開始されることに同意し、一〇日以前に撤退通告を中国政府に与える約束をするとのべた。蔣總統は直ちにアメリカに飛行機で中国軍を満州内の地点に輸送方を要請した。中ソ間の取極によるとソ連軍は一二月三日までに満州から全部撤退する約束であった。それは全満州を中国共産軍の流入に広く門戸を開くことなので、蔣總統は陸路または鉄道で満州に向った政府軍が、いつ到着するか予見できないため、ソ連軍撤退の時期を一カ月延ばし、一九四六年一月三日と取極めた。

七 長春は熊式輝主任の本部所在地だが、一一月一〇日ソ連軍が撤退すると翌日中国共産軍の一部が市内を占領し、他の一部は長春飛行場付近に集結した。蔣總統はスターリンに特使を派遣するから、その接受を要請するメッセージを送った。ソ連外務省はスターリンがモスクワには不在だと回答した。蔣は事態の容易ならざるを察し、長春の東北行営を引揚げ山海関に移動を決定し、一一月一五日ペトコフ大使にその旨を告げると同時に、ツルーマン大統領に対し「満州におけるロシアの条約違反と不誠実とは、中国の領土的保全と統一を害するのみならず、極東の平和と

秩序に対する重大な脅威を構成する。事態の悪化を阻止する唯一の途は、中国とアメリカが積極的に協力的行動をとることだ」と伝えた。

八 長春の東北行営引揚決定によりソ連は急に態度を変更し、「討議で解決不可能な問題はない」と申出たが、中国政府は山海関への移動決定を実行し、満州に送った政府軍の全部を山海関に移し、十一月二六日綿州に到着、次いで葫蘆島に入った。ここで蔣総統はストップをかけたわけは、中国政府の決定が、条約を破って事実上満州の不法占領をつづけるソ連をして、いかに「満州問題」を解決せんとするかを見定めんがためであった。蔣介石は日本と満州を争った当時には、終始国際連盟を戦場とし、日本との直接交渉を絶対に拒否しつづけることに成功したにかかわらず、ソ連との場合は、中ソ友好同盟条約を結んで、二国限りで満州問題を解決せんとしたことの誤を痛く後悔している。

やがてアメリカ政府が大量の船舶を提供したので、海上から政府軍を満州に送り、満州の接收計画を急ぎ実行しうるに至った。一二月五日マリノフスキー將軍から中国政府軍の奉天進出に伴う連絡問題を討議したいとの申出があり、中国政府軍の奉天入城は一九四六年一月二六日に行われた。

九 ここでスターリンは蔣経国のモスクワ訪問を求める異常な措置をとった。一九四五年十二月二五日出発翌年一月一四日帰国した蔣経国に対し、スターリンはソ連と中国と米国の三国間の協力には賛成だが第三国の勢力を満州に導入することには反対だとのべ、中国は米ソどちらの側にも傾かない独立の政策を採用するよう強く主張し、最後にモスクワか中ソ国境の適当な場所で蔣介石総統と会見したいとの希望を表明した。総統はマーシャル特使に相談したところ「中ソ関係を支援しうるいかなるものにも賛成する」との返事をうけたが、総統は丁重にスターリンの招待を

辞退した。しかるにスターリンは翌年五月五日再び招待を繰返し、五月七日その確答を促したが、総統は二回とも招待を固辞した。

なぜ蔣は折角の招待を二回も固辞したのか。その理由が問題だが蔣自身の説明によると、それを受諾すれば「唯一の途は国民党と共産党とが協力し、両党が合同して連立政権を樹立し、完全にソ連に従属することになる。それは中国の平和的変形を意図するソ連の計画の実現であって、一度その途に発足すれば、中国の民族的歴史と文化、独立国としての中国の地位の終末を意味する」とある。

一方マーシャル特使が大統領からうけた訓令にも国民党と共産党との連立政権が要求されていた。蔣総統はこれも受諾しなかった。しかし「政治協商会議」の決定によると、「国家理事会」にも「閣僚」にも、国民党以外の各党各派の参加権を認めているのだから、当然共産党も含まれている。故に蔣は政治家として必ずしも全面的にスターリンに同意する理由はないのだから、この現実的な重大問題の談合をさけてならないはずであった。蔣のこの決断はやがて中国大陸を失う大悲劇を招くのであって、ウエーデマイヤー將軍が賢明にも正確に予言したごとく「蔣介石はロシアおよび中国共産党と、満足な協定を結びえない限り、幾年たっても満州を占領しえない」のであった。

### ヤルタ協定に対する批判

一 蔣介石によると「米英ソ三国はヤルタで秘密協定を結んだが、中国はその討議に参加しなかった。故に、中国は法的にはその協定に拘束されないが、ソ連と中国に対するアメリカの政策が、一九四五年春の中ソ交渉に与えた影響を否定することは非現実的だ」とのべ、更にモスクワ会談に赴いた宋子文は交渉の指針として、「一九二四年の中

ソ国交基本協定と一九三七年の中ソ不侵略条約とを基礎として作成した簡単な訓令を携帯していたが、これは戦後中ソ両国間の平和的共存の途を発見せんとする中国側の良心的企てであったにかかわらず、ソ連がこれら両条約を無視して一九〇四年まで帝制ロシアが中国から奪っていた特殊の権利の全部を要求するとは期待しなかった」とある。蔣はまた「スターリンがヤルタ会議での米英との外交戦において、テヘラン会議に次ぐ第二ラウンドの完全勝利をあげソ連が対日戦争に参加する代償として、外蒙古における中国の主権と満州における行政保全とを犠牲にした」とも書残している。

二 ヤルタ協定を非難する者は、同協定が「中国を傷つけた」とか、「中国を裏切った」とか、「蔣政権を崩壊に導いた」とか、中国に対しフェアでなかったことに一致している。一九五二年一月二六日の国連総会において中国代表(台湾政府)は、「今日われわれはヤルタ協定が偉大な誤りであり、悲惨な誤りであったことを宣言しなければならぬ。ヤルタ協定なかりせば、第二次大戦後における中国と朝鮮の全歴史はちがったものであり、より幸福なものであったであろう」とのべている。これは朝鮮戦争が国連軍と中国共産軍との戦いに変貌していた時代の発言である。

三 ローズベルト大統領の同窓の学友でハル長官の下に國務次官を勤め、大西洋憲章の起草者の一人でもあるサムナー・ウエルズは、「アメリカの進路」と題する論文において、ヤルタ協定の基本に対し重大な批判を加えている。チャーウッドの要約によると「ウエルズは、樺太南部と千島列島とをロシアに返還することには、根拠ある反対を唱えていない。なぜならこれらの領土は、かつて日本が奪っていたものだが、極東におけるロシアの安全にとって高度の重要性をもち、不可欠なものですらあるからだとある。ウエルズはまた大連の国際化にも、それが真に国際化されるのであれば、これにも反対しない。更にまた外蒙古に永久的自治権を与えることにも反対しない。しかし歴代の帝



制ロシア政府が、東支南滿兩鉄道の支配権と、旅順を海軍基地として租借することによって、全滿州を支配した特権をソ連に回復することは、必然的に異なったカテゴリーに所属する。これらの特権をロシアに付与することは、統一された新中国が全滿州に完全な主権を行使することを全然不可能にするものである。殊に況んやこれらの特権付与を決定した会議のテーブルには、中国が不在であった事実にも顧み、ますますこの決定は賛成できないものになる」とある。チャーウッドによると「ウエルズのかかる批判は、事情を知らない者の批判とか、ローズベルトを憎んで憤慨している者などの批判とはちがって、簡単に片付けることはできないが、ウエルズの論文が多分に後知恵の利益をうけているということとはできる」と付言している。

四 シャーウッド自身もローズベルト大統領側近の一人で有名な「ローズベルトとホップキンズの交友史」の著者でもあるが、かれによると「ローズベルトは一九四三年のテヘラン会議以前ですら、極東におけるソ連の要求には、全部でなくとも大部分の合法性に同意する用意をしていた。理由はソ連の要求が一九〇四年の日露戦争で日本に奪われた所有権と特権との回復を含むからであった。またヤルタ協定を直ちに蔣介石に報告しなかった理由は重慶における秘密の安全をおそれたからである。スターリンはヤルタでローズベルトに三五〇師団のロシア軍をシベリア経由で極東に移動する意図だが、これは極秘裡に行わねばならないと告げた。これに対しローズベルトは移動が完了すれば、アメリカの将校をモスクワ経由で重慶に派遣して、ヤルタ協定を蔣介石に報告さすと答えた。スターリンはヤルタ協定を文書にしたため、三国首脳はソ連のこれらの要求が、日本の敗北後、確実に充足されねばならないことに合意したとの文句を含まねばならないと言い張った。私(チャーウッド)の見解によるとヤルタの全記録のうちで最も攻撃できるのはこの点であって、最も驚くべきはローズベルトが平常にうまくさけてきた堅い公約を与えたことであ



る。それがためかれが高い価値をおいていた戦後における「行動の自由」を失わしめたことである。なぜならもし中国がソ連の要求のいずれかに同意を拒んだ場合、おそらく米英両国は合同してソ連の要求強制を余儀なくされたであろうからだ。ヤルタにおける極東問題の一切の審議におけるローズベルトの主たる関心事は日本に対する戦争計画に基いていたことを知らねばならない。それにしても私（シャーウッド）の所信によると、ローズベルトはヤルタ会議が殆んど終末に来ていなかったならば、しかしてかれが疲労してこれ以上の議論をさけたいと熱望していなかったならば、かかる最終的な確約に同意しなかった。かれは中国に通告する時機が来れば、蒋介石との間にすべての問題を調整しうるとの希望をいだいていたと信ずる。もちろんその希望は実現されなかった」とある。

五 ヤルタ協定はローズベルト大統領とハリマン大使との合作であって、その成立過程には余人は一切加っていない。したがってこの問題の本質を知るがためには、大統領側の資料がヤルタ会議の発言以外に発見できないため、ハリマンの記録に依存せざるをえない。従って一九五一年八月一三日かれがアメリカ上院の軍事、外交両委員会に提出した次の陳述書は、かれの体験に基づく権威ある価値の高い貴重な歴史的資料でなければならぬ。同時にハル長官やウェルズ次官の批判的態度とちがって、ヤルタ協定の弁護に終っていることはやむをえない。

ヤルタにおける討議と、そこで到達した了解事項とは、われわれの死物狂いの斗争を勝利かつ早期に終結せしめ、米英ソ三国が平和に、生活しうる方途を発見するため、戦争の全期間を通じソ連と行った交渉の不可分の一部である。戦後発生した諸問題はヤルタで到達した了解事項から起った結果ではなく、スターリンがこれらの了解事項を実行しなかった事実と、クレムリンによる侵略的行動から起った結果である。

戦時中、ソ連との関係における米英両国政府の主目標は、ソ連軍をヒトラーに対する、有効な戦闘部隊として保持することで

あつた。ソ連に必要な軍需品を輸送することと、軍事的戦略を統合することによつて、この目的を達成せんとした。軍需品の供給は一九四一年九月ビーバーブルック卿と私とがモスクワでスターリンと討議した直後から開始され、主たる戦略的討議は一九四二年八月チャーチル首相のモスクワ訪問と、一九四三年十一月のテヘラン三巨頭会議とで行われた。今日論者は米英はソ連軍を支持すべきでなかつたとか、ドイツとソ連を相互に絶滅するまで、戦わすべきであつたと主張するが、かれらはヒトラーがソ連を戦争からノックアウトする真の危険があつたことを忘れてゐる。もし米英がソ連を援助しなかつたならば、ドイツはソ連軍を無効なものにし、全力をあげて米英のヨーロッパ大陸進攻軍に襲いかかりえたのである。そうなれば米英軍の進攻が企てえたか否かも疑問であつて、何人もヒトラーとの戦争がいつまでつづくかを知りえなかつた。しかしソ連軍の巨大にして勇敢な作戦と、スターリンがテヘランで行つた重大な軍事的公約を守つた事実とが、それ以後ソ連との交渉において米英代表者の態度に影響を与え、またアメリカとその同盟諸国の人民の間にソ連に対する好意的な見解を築き上げたのである。

アメリカの目標は、ソ連をヒトラーに対する有効な戦時同盟国として保持することに加え、できうる限り早く日本に対する戦争に合流を激励することであつた。私としては東方に対するソ連の野心に顧み、ソ連がかれ自身適当とみとめる時機に、満州における日本軍を攻撃することをかつて疑つたことはなかつた。ただ問題はソ連がなんらかアメリカの助けになり、アメリカ人の生命を救いうるほど、早目に参戦しうるか否かであつた。私がこの問題を初めてスターリンと話合つたのは一九四二年八月のことだが、当時スターリンはかれが太平洋戦争に参加しうる立場になればそうする意図だと告げた。スターリンは日本が突然ソ連を攻撃する可能性を容易ならぬこととして気にかけていた。かれはスターリングラードの防禦のためシベリア軍を弱体化してゐた。日本は海軍力のみでウラジオストック経由のアメリカの補給路を切断しうるのであつた。太平洋戦争にソ連の参加問題はテヘラン会議で若干討議され、ローズベルト大統領からスターリンに対し、ウラジオストック北方の沿海州に、日本本土爆撃のためアメリカの重爆撃機の基地提供と、アメリカ海軍のためソ連港の使用とを提議すると同時に、日本に関する軍事情報の即時交換を要請したところ、スターリンはその研究に合意し、間もなく戦闘情報の交換だけは開始され、その他の事項はモスクワで

私とスターリンとの討議の対象になった。

ローズベルト大統領は戦争の遂行に関する交渉と同時に、戦後の諸問題に関しソ連との了解を遂げんとした。これらの諸問題が解決されなければ、戦争が終了した暁には困難の起ることは明白である。大統領はソ連との同盟国たる関係を利用し、世界平和が維持できる基礎を發展させ、ソ連軍によって占領された領土の取扱に関して起りそうな紛争を事前に解決せんと企てたのである。

スターリンは東方に対するソ連の政治的目標を数回にわたって述べているが、かれがこれらの目標を詳細に私に示したのは漸く一九四四年一二月のことであった。スターリンによると東方におけるロシアの地位は、一般的にいえば一九〇五年の日露戦争以前に存在した地位を再建するにある。すなわち太平洋へのソ連の出口を保護するため、千島列島とともに樺太南半の返還、大連と旅順との「再租借」、ロシアが中国との契約で建造した満州鉄道の「租借」をえんとしていた。しかしソ連は満州に対する中国の主権には干渉しない。外蒙古に関しては現状維持の承認を求めた。これに対し私はスターリンにテヘランでの会談では、大連港は「租借」でなく「国際化」を考えていたと指摘したところ、その問題は「討議できる」と答えた。私は直ちにスターリンの提議をローズベルト大統領に報告した。これがヤルタにおける討議の基礎になった。

以上略説したことを背景に、ローズベルト大統領とチャーチル首相とが、一九四五年二月ヤルタでスターリンと会合した。大統領の健康がよくなかったこと、長い会議でかれが疲れていたことには疑いない。それにしても大統領は幾月も討議事項に対し多くの思慮を払い、政府の多くの役人たちと協議し、確固たる目標を明瞭に胸中に描いていた。大統領はこれらの目標を達成せんがため全力を尽さんとの決意でヤルタに赴き、かれ一流の巧妙さと、感知力とをもって最後まで交渉をつづけた。

ヤルタで最後に到達した了解は極東に関するものだが、決定的な問題はソ連が太平洋戦争に参加するか否かではなく、ソ連の参戦が統合参謀本部の立案した日本本土の攻略計画の実行を助けうる時機に行われるか否かであった。そこに重大な危険の存在したことは、アメリカが多大の人命を犠牲にして日本を降伏さすまでソ連は傍観し、降伏後にソ連軍が満州と中国の北部に進軍

することであつた。そうなればソ連にとって満州と内蒙古に「人民共和国」をデッチあげ、これは「人民の要求」に基いたものだと声明することは簡単なことである。ローズベルト大統領はスターリンがかねて与えた太平洋戦争に参加するとの「一般的な言質」を、「特定のな約束」となし、東方におけるソ連の膨張を制限し、中国の国民政府に対するソ連の支持を取付けんと努力した。

ここで当時の戦況を顧みる必要がある。マッカーサー將軍がマニラに入城したのは、ヤルタ會議が始つた二日目であつた。硫黄島と沖繩における残虐な戦闘はまだ先のことであり、原爆最初の実験的爆発が成功するまでなお五カ月以上を待たねばならなかつた。軍事当局によるとドイツが降伏してから日本を破るまで一八カ月を必要とする。ソ連の参戦は大いにアメリカ軍の損害を減少する。統合参謀本部は日本本土の侵攻作戦を計画し、ソ連の早期参戦によって満州における日本の関東軍を破り、東部シベリアの基地からアメリカ空軍が爆撃できることを熱望していた。これらの作戦計画はヤルタにおいて軍部から大統領に提出された二回の覚書に輪廊が示されている。

これらの軍事的考慮は、長い期間ローズベルトの注意深い検討の対象であつて、ヤルタにおけるかれの最高位の関心事であつた。極東に関する了解に導くまでの交渉は、ローズベルト大統領自身スターリンと行ったものである。これらの問題が討議された会合には私が列席し、大統領の指令下に若干の細目は私がスターリンおよびモロトフと処理した。これらの交渉には大統領の通訳ポーレンを除く外、ステティニアス國務長官もかれの助言者たち誰一人も、全然関係しなかつた。関係した者があるとの説は全然事実無根である。

第一回の會談は二月八日(一九四五年)に行われ、スターリンは前年一二月(一九四四年)モスクワで私に提出したと同一の提案を、ローズベルトに持出し、これらの提案は受諾されねばならないと主張した。ローズベルトはこれに対し千島列島に関しても、樺太南半のロシア返還にも困難はないと信ずること、また蔣介石に代つて発言しえないけれども、大連は國際委員会の下に自由港となしうること、満州鉄道は中ソ合同で運営しうるのと述べた。大統領とスターリンはまた中国の国内情勢を討議し、ス

スターリンは蔣介石指導の下に統一された中国の必要を認めるかれの見解を繰返した。

スターリンはかれの提案が「文書」にしたためられ、ヤルタ会談終了以前に合意に達するよう提議した。二月一〇日ローズベルトとスターリンは再び会談し、スターリンはローズベルトの提議した修正に同意したが、「海軍基地」として使用する旅順は「租借」を要求し、スターリンの主張通り決定した。スターリンは蔣介石の「同意」を必要とすることも受諾し、「外蒙古の現状維持」にも蔣介石の同意を欲する旨をのべた。結局大統領とスターリンは本件に秘密の必要性と、重慶にはその保障のないことを念頭におきながら、スターリンの準備が整い次第蔣介石と討議することに決定した。

スターリンは、太平洋における軍事的作戦の合同計画にも、アメリカ空軍が沿海州のコムソモルスクとニコラエウスクの基地使用にも同意した。大統領はかれの主たる目標は達成されたと考えた。かれはドイツの敗北後三カ月以内にソ連が対日戦争に参加するとの合意を取付けた。三カ月とはソ連軍がヨーロッパの戦線からシベリアへの移動に必要な期間である。それがよい時間だと考えられたわけはアメリカ軍をヨーロッパから太平洋に移動する統合参謀本部の計画と一致するからである。ローズベルトはまたスターリンが蔣介石を支持するとの誓約と、満州に対する中国国民政府の主権を承認することを取付けたのである。

近年、極東に関するヤルタの了解事項と、それが締結された状況とに対し、いくつかの反対論が提起されている。その第一の批判は、ヤルタでの了解は間違いであったとの主張がある。理由は、ソ連の参戦が日本の敗北になんら影響なかったことが判明したからだというにある。しかしヤルタでのローズベルト大統領にはアメリカ将兵の生命が賭けられていた。かれは統合参謀本部から日本の敗北にはドイツに勝利してからなお数カ月を必要とするが、果してソ連は無数のアメリカ人の生命を救いうるほど早目に参戦するかと忠告されていた。これまでのスターリンは死活的な軍事上の約束は履行してきた。従って大統領にとってスターリンの明確な公約は最高の重要性と重大な価値とをもつと考えた。

第二の批判は、ヤルタでの了解は調印まで、蔣介石には相談もせず秘密にされていたというにある。しかし蔣と相談する問題には困難があった。秘密にしたのは軍事上の必要であった。経験によると重慶に知られたことは日本に知られている。スターリ



ンはシベリアにおけるソ連軍を強化しうるまで、かれの計画を日本に知られる危険を賭すことに不本意であった。しかし大統領の強い主張によって了解事項には、中国の直接利益に影響ある場合、蔣介石の同意が要求され、また適当な時機に蔣介石に通知すべきだと明記されている。

私の確信するところでは、大統領はもしかかれがそうすることが可能だと考えたのであれば、かれは事前に蔣介石と相談することを選んだにちがいない。他方、大統領はこの問題に関係ある若干の点については、蔣介石との一般的な会談を行っているので、蔣がソ連とは恒久的了解を遂げたいと願望していたことを知っていた。そんなわけと、また蔣介石には過去において、強力な支持を与えているのだから、大統領としては時機が来れば、蔣とは問題の解決は可能と考えていた。

大統領はまた、スターリンとの事前の会談によって蔣介石の同意を必要とする事実が、ヤルタの了解によるソ連の要求が確実に充足されねばならないとの規定を和わらげていること、並にスターリンもそう理解していたと確信していた。大統領が正しかったことは事の成行が立証している。ヤルタの了解事項は一九四五年夏ソ連と中国国民政府との間に行われた交渉の骨組を提供しているが、それは中ソ間の長年における難問題の解決を期待したものであった。

一九四五年五月一〇日ハーレー大使が重慶からツルーマン大統領への報告によると、ヤルタの決定を蔣介石に通告する問題に關し、スターリンはハーレー大使に白紙委任状を与え、いついかなる方法で行うかは大使自身の判断に一任されていたので、大使は蔣と会談したところ、蔣はヤルタでのソ連の要求条件のいずれにも同意したが、「卓越」と「租借」の両語には反対したとある。

しかしこの両語に關し私(ハリマン)として言いうることは、ローズベルトもスターリンも「卓越的利益」なる語は、ソ連の輸出入に対する自由通過に關するソ連の利益以上に及ぶことは意図しなかった。大統領がヤルタで私(ハリマン)に語ったところによると、右にのべたことが大統領の解釈であり、私が一九四五年八月スターリンに対して右の解釈をのべたところスターリンも同意であった。また旅順の「租借」に關しては大統領はアメリカが相互的安全保障のため友好諸国と結んだ取極によってえ



た特権に類似なものと見ていた。

ヤルタから五カ月以上も後に開かれたポツダム巨頭会議当時も、統合参謀本部は依然として日本本土の侵攻作戦を計画し、依然としてソ連の太平洋戦争参加は不可欠だと考えていた。一九四五年七月二四日統合参謀本部は米大統領と英首相に対し、われわれの政策はソ連の対日戦争参加を激励し、ソ連の戦争遂行能力に対し必要にして実行可能な援助を提供することだと報告している。この全面的計画を基礎として、ソ連の参謀本部との間に、アメリカ軍が日本本土に上陸する約二カ月以前に、ソ連軍による満州攻撃開始に関する広汎な討議が行われた。この間、ヤルタの了解事項が中国政府に報告された。この頃既にヤルタの了解事項で処理された問題に関し、中ソ間の交渉を速かにモスクワで発足さす合意が成立していた。この交渉の当初スターリンは中国に対しヤルタでの了解事項を実質的に超過した要求を行った。宋子文はこれらの要求の全部を受諾する用意はなかったが、中国政府としてはソ連との合意に達することを切望していたので、アメリカがヤルタの了解事項を超過すると考えたものよりも、多くの譲歩を行う用意をしていたことを私（ハリマン）に明示した。宋子文は私（ハリマン）に対しヤルタの了解事項が、かれの行いつつあったソ連との交渉上不利な条件だと感じたことを私（ハリマン）に表明したことはかつてなかった。私は繰返しかれにスターリンの要求に屈服しないよう力説した。同時にこの期間、私（ハリマン）はスターリンおよびモロトフとの数回の会談において、ソ連の立場は正当化されないと主張した。私のこの行動はワシントンからの訓令によつたものである。私はまた訓令によつて宋子文に対し、ヤルタの了解事項に関するアメリカの解釈を超過した譲歩が行われた場合、それは中国が他の方面においてソ連の支持を獲得する上に価値あると信じたためと、アメリカは考える旨を告げた。宋は私にアメリカのこの立場の正当性を完全に理解し受諾すると告げた。しかし事實は私のとつたかかかる立場にもかかわらず、宋はかれの目標を達成するため、いくつかの点においてソ連に屈服したのである。

宋はモスクワで私に対し、かれが獲得した結果に満足していると語り、かれの交渉にアメリカが与えた活発な支援に感謝を表明した。ハーレー大使も八月一六日重慶から國務長官に対し、蔣介石も中ソ条約には一般的に満足していること、更に大使の提

議によつて、蔣は毛沢東を重慶會議に招待したこと、故に蔣介石は今や現実的かつ寛大な指導力を示すべき機会をもつと報告している。九月六日ハーレー大使は國務省に対しこれらの文書(中ソ条約一件)の公表は、ソ連政府が中国の国民政府を支持すること、兩政府は滿州に関し合意に達したことを、決定的に実証すると報告している。ヤルタで行つたことで、蔣介石の中国に対する支配喪失の原因になつたなものもない。

ヤルタの了解事項は中ソ間の取極で履行されている。スターリンがその取極を實行していれば、国民的政府は救われていたかも知れない。中国に対する国民政府の支配維持のできなかつたことは、スターリンが中ソ取極を守らなかつた事実と、既に本委員会で詳細に処理された他の要因によるものである。

若干の人たちはアメリカはヤルタで裏切を行つたと主張するが、それが真実だとすれば、なぜソ連がかくもヤルタの了解事項を破つたかが理解に苦しむことになる。事實はこれらの違反こそ、戦後アメリカがソ連の行動に抗議した基礎なのである。もしローズベルトとチャーチルがソ連との了解を遂げんがためあらゆる努力を行わず、また中国の広大な地域における人民の利益保護を企てず、ソ連軍の占領を許したのであれば、裏切があつたといえる。

ドイツと日本との降伏後に、アメリカがその軍事力を保持してのみ、アメリカはソ連にその支配する領土から撤兵して公約の履行を強制せしめうるのである。しかしアメリカの人民と戦争に疲れたヨーロッパの人民とは、かかる企てを支持する気分ではなかつた。アメリカが終戦の年に迅速な復員を行つたことは確かに誤りであつたが、それはアメリカ人民が全部責任を負担しなければならぬ誤である。私はいかなる人も將兵を帰郷さす運動を止めたとまじめに考える者はないと信ずる。当時モスクワに在勤していた私は、終戦の年の秋ツルーマン大統領が行つた全国的軍事訓練の勧告に対する議會の冷淡な受入方に多大な不安をいだいたことを今なお回想する。

最も回答に困難な疑問は、なぜスターリンは、事後に履行しなかつた、かくも多くの公約を行つたかである。その疑問に対する明白な回答はありえない。私の所信によるとクレムリンは戦後政策に関し二つの方策をもつていた。私はスターリンとの多く

の会談によって、スターリン自身二つの意向をもっていたと感じた。一つの方策はロシアの再建と発展を強調し、他の方策は対外膨張を力説することであった。

一方においてソ連は、アメリカとの了解の可能性を討議しつつあった。それは米ソ両国を平和的關係に導き、戦争が残した恐るべき破壊の再建に、ソ連が西欧から貿易の増大と借款とをうる結果になる。もしソ連がこの計画を実行せんとすれば、少くとも当分の間は、世界支配という共産主義者としての企図を和らげざるをえなかつただろう。それは第一次世界大戦との中間に遂行したソ連の路線に似たものになる。他方においてアメリカは戦争の全期間ソ連とは断えない難事を持ち、ソ連は重大な疑心をもつてアメリカを取扱っていた。その上ソ連は赤軍による隣接諸国の占領を利用してその支配権を維持せんとすると同時に、ソ連は「他国の共産党」に戦後のドサクサに乘じ支配権を奪う地位になるようこれを支援した徴候があつた。クレムリンはこれら二つの方策の第二のコースを選んだ。私の所信によるとスターリンは、東ヨーロッパの諸国民が、赤軍に対し敵対的態度をとつたことに影響され、また自由選挙によって樹立された政府はソ連に友好的でないことを認めていた。更に私の所信によるとスターリンは戦後の経済的混乱こそ、ソ連の膨張にとって絶好の機会と気付いてきたことである。しかしアメリカが迅速な復員を行った以後は、過去五年間、ソ連の侵略に対しアメリカがとつた確固たる立場をとると、スターリンが考えたとは信じえない。

戦時中および戦後、アメリカがソ連との問題を解決せんと、不断の努力によって達成された一つの偉大なことは、アメリカが全世界の面前においてその道徳的地位を確固と樹立したことである。もしこれらの努力が行なわれなかつたならば、自由世界の多くの人民は緊張を發展させた責任をクレムリンでなく、アメリカではないかと今なお迷つたであろう。ソ連がその公約を履行しなかつた事実が、クレムリンの二枚舌と侵略的企図とを明白にした。この事実が自由世界にとって、かれらの防衛を築き上げ侵略に対して結束する集団的努力のための中心点を提供したのである。

ハリマン哲学は高い広い見地に立ったものだが、注目すべきは「ヤルタは死物狂いの闘争に勝つため、ソ連と行つ

た交渉の一部であったこと、アメリカの主目標はソ連軍をヒトラーに対する有効な戦闘部隊として保持するにあったこと、極東に対するソ連の野心を知っているハリマンは、適当の時機にソ連が満州に進撃することを疑ったことはかつてなかったこと、アメリカにとって問題はソ連が対日戦争に参加するかどうかではなく、アメリカの日本本土攻略作戦の助けになる時機に参加するか否かであったこと、ヤルタ協定は蔣介石に相談も同意もえなかったが、大統領は蔣との問題は時機が来れば解決可能と考えていたこと、ヤルタの了解事項は中ソ取極で履行されていること、スターリンがその取極さえ守っていれば、国民政府は救われていたかも知れないこと、ヤルタで行ったことで、蔣介石の中国支配の喪失原因になったなにもものもない」との諸点である。

## 【参考書】

1. Foreign Relations of the United States, Diplomatic Papers. The Conferences at Malta and Yalta, 1945, Department of State Publication 1955.
2. Robert E. Sherwood, Roosevelt and Hopkins, An Intimate History, New York, 1948.
3. Edward R. Stettinius, JR, Roosevelt and the Russians, The Yalta Conference, New York, 1949.
4. Herbert Feis, The China Tangle, The American Effort in China from Pearl Harbor to the Marshall Mission, New York, 1965.
5. United States Relations with China, with Special Reference to the Period 1944-1949, Department of State Publications, 1949.